



西紋別地区町村会連携地域の将来像や
連携地域の形成に関する協定書



令和5年1月

興部町・雄武町・西興部村・滝上町



西紋別地区町村会連携地域の将来像や連携地域の形成に関する協定書

興部町、雄武町、西興部村、滝上町（以下「4町村」という。）は、西紋別地区町村会地域の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、4町村が、相互に連携を図りながら、地域住民に必要な生活機能の確保及び地域の活性化を図るとともに、安心して暮らし続けられる地域とするため、西紋別地区町村会地域の形成に関して、必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 4町村は、前条に規定する西紋別地区町村会地域の形成に関して、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 4町村が取り組む政策分野は、生活機能の強化に係る政策分野とし、取組の内容及び4町村の役割は、別表に定めるとおりとする。

（事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 4町村は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 4町村は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、4町村が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、4町村が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の解消）

第6条 この協定を解消しようとする場合は、4町村による協議により合意を得るものとする。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、4町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を称するため、本書4通を作成し、4町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月31日

紋別郡興部町字興部 710 番地

興部町長

坂 一寿 

紋別郡雄武町字雄武 700 番地

雄武町長

石井 友藏 

紋別郡西興部村字西興部 100 番地

西興部村長

菊池 博 

紋別郡滝上町字滝ノ上市街地 4 条通 2 丁目 1 番地

滝上町長

長尾 栄一 

別表（第3条）

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

取組内容	各市町村の役割
SNS等の活用により、本エリアの総合的な魅力と実態を併せて発信することで、看護師等を一人でも多く確保し、地域医療の維持を図る。	興部町 ・事務局、町村会事務局として調整、PR事業への職員派遣 雄武町、西興部村、滝上町 ・事務局への協力、PR事業への職員派遣

(2) 福祉

取組内容	各市町村の役割
SNS等の活用により、本エリアの総合的な魅力と実態を併せて発信することで、保育教諭等を一人でも多く確保し、子育て支援環境の維持を図る。	興部町 ・事務局、町村会事務局として調整、PR事業への職員派遣 雄武町、西興部村、滝上町 ・事務局への協力、PR事業への職員派遣

2 地域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 連携市町村における人材の育成

取組内容	各市町村の役割
SNS等や紙媒体の活用により、本エリアの総合的な魅力と実態を併せて発信することで、建築・土木行政分野人材を一人でも多く確保し、まちづくりの基盤整備を図る。	興部町 ・事務局、町村会事務局として調整、PR事業への職員派遣 雄武町、西興部村、滝上町 ・事務局への協力、PR事業への職員派遣

